

第 3 4 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 証明手数料				別表（第2条関係） 1 証明手数料			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	納税に関する証明	納税証明手数料	1 通につき 200円 <u>（郵送（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。以下同じ。）による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき 300 円）</u>	1	納税に関する証明	納税証明手数料	1 通につき 200円
2	課税に関する証明	課税（非課税）証明手数料	1 通につき 200円 <u>（郵送による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき 300 円）</u>	2	課税に関する証明	課税（非課税）証明手数料	1 通につき 200円
3	土地又は建物の評価に関する証明	土地、建物評価証明手数料	1 通につき 200円 <u>（郵送による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき 300 円）</u>	3	土地又は建物の評価に関する証明	土地、建物評価証明手数料	1 通につき 200円

			<u>は、1 通につき 300 円)</u>
4	課税台帳の記載事項に関する証明	課税台帳記載事項証明手数料	1 通につき 200円 <u>(郵送による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき 300 円)</u>
5	(略)	(略)	(略)
6	身分に関する証明	身分証明手数料	1 通につき 200円 (郵送による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき 300 円)
7～10	(略)	(略)	(略)
<u>11</u>	<u>建築台帳の記載事項に関する証明</u>	<u>建築台帳記載事項証明</u>	<u>1 通につき 300円</u>

4	課税台帳の記載事項に関する証明	課税台帳記載事項証明手数料	1 通につき 200円
5	(略)	(略)	(略)
6	身分に関する証明	身分証明手数料	1 通につき 200円 (郵送 <u>(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14 年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。以下同じ。）</u> による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき 300 円)
7～10	(略)	(略)	(略)

		手数料	
<u>1 2</u>	<u>土地の境界に関する証明</u>	<u>境界証明手</u>	<u>1 通につき</u>
		<u>数料</u>	<u>300円</u>
<u>1 3</u>	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

2・3 (略)

4 申請手数料

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1・2	(略)	(略)	(略)
<u>3</u>	<u>法第107条第1項の規</u>	<u>介護医療院</u>	<u>1 件につき</u>
	<u>定に基づく介護医療院の</u>	<u>開設許可申</u>	<u>63,000円</u>
	<u>開設許可の申請に対する</u>	<u>請手数料</u>	
	<u>審査</u>		
<u>4</u>	<u>法第107条第2項の規</u>	<u>介護医療院</u>	<u>1 件につき</u>
	<u>定に基づく介護医療院の</u>	<u>変更許可申</u>	<u>33,000円</u>
	<u>変更許可の申請に対する</u>	<u>請手数料</u>	
	<u>審査（構造設備の変更を</u>		
	<u>伴う場合に限る。）</u>		

(2) (略)

(3) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～3	(略)	(略)	(略)
<u>4</u>	<u>法第27条の2第1項の</u>	<u>汚染土壌処</u>	<u>1 件につき</u>
	<u>規定に基づく汚染土壌処</u>	<u>理業譲渡等</u>	<u>120,000円</u>
	<u>理業の譲渡及び譲受の承</u>	<u>承認申請手</u>	
	<u>認の申請に対する審査</u>	<u>数料</u>	
<u>5</u>	<u>法第27条の3第1項の</u>	<u>汚染土壌処</u>	<u>1 件につき</u>

<u>1 1</u>	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

2・3 (略)

4 申請手数料

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1・2	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～3	(略)	(略)	(略)

	<u>規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割についての承認の申請に対する審査</u>	<u>理業者である法人の合併等承認申請手数料</u>	<u>120,000円</u>
<u>6</u>	<u>法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査</u>	<u>汚染土壌処理業相続承認申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>120,000円</u>

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～11	(略)	(略)	(略)
<u>12</u>	<u>法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>147,000円</u>
<u>13</u>	<u>法第12条の7第7項本文の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>134,000円</u>
<u>14～32</u>	(略)	(略)	(略)

(5)～(7) (略)

(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～11	(略)	(略)	(略)
<u>12～30</u>	(略)	(略)	(略)

(5)～(7) (略)

(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～8	(略)	(略)	(略)
9	法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	1件につき 67,000円

(9)～(15) (略)

(16) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～3 6	(略)	(略)	(略)
37	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、 第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書 （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
38・ 39	(略)	(略)	(略)
40	法第53条第4項の規定	建築物の 建	1件につき

	事務	名称	金額
1～8	(略)	(略)	(略)
9	法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	1件につき 75,000円

(9)～(15) (略)

(16) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～3 6	(略)	(略)	(略)
37	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、 第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書 （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
38・ 39	(略)	(略)	(略)
40	法第53条第4項の規定	建築物の 建	1件につき

	に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>蔽率</u> の特例許可申請手数料	33,000円
4 1	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 33,000円
4 2～ 4 9	(略)	(略)	(略)
5 0	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
5 1～ 5 4	(略)	(略)	(略)
5 5	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の <u>建蔽率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に	1件につき 27,000円

	に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>ぺい率</u> の特例許可申請手数料	33,000円
4 1	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 33,000円
4 2～ 4 9	(略)	(略)	(略)
5 0	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
5 1～ 5 4	(略)	(略)	(略)
5 5	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の <u>建ぺい率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に	1件につき 27,000円

		係る認定申請手数料	
5 6 ～ 6 1	(略)	(略)	(略)
6 2	法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	1 件につき 27, 000 円
6 3 ～ 7 1	(略)	(略)	(略)
7 2	法第 8 6 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27, 000 円
7 3 ～ 7 5	(略)	(略)	(略)

(17)・(18) (略)

		に係る認定申請手数料	
5 6 ～ 6 1	(略)	(略)	(略)
6 2	法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料	1 件につき 27, 000 円
6 3 ～ 7 1	(略)	(略)	(略)
7 2	法第 8 6 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27, 000 円
7 3 ～ 7 5	(略)	(略)	(略)

(17)・(18) (略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表、1 証明手数料の部、第1項から第4項まで及び第6項の改正規定
平成30年10月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の改正規定 平成30年4月1日